

交差点では**一時停止**

自転車も止まりましょう

車だけではなく自転車や歩行者でも出合頭の事故が発生しています。

自分自身が被害者、加害者とならないためにも交差点では一時停止をし、安全な通行を心がけて下さい。

「止まるべきところでは必ず止まる」を守りましょう



中村警察署
052-452-0110

《自転車安全利用五則》

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



柳交番の南です。
何かあれば気軽に相談
してください!!



インストール
してね!!

愛知県警察公式アプリ

アイチポリス



iOS端末
(iPhone等)



Android端末